

◆障害者の皆さんへのサービス

1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

手帳の交付

身体障害・知的障害・精神障害のある人に、申請により各種の手帳を交付します。手帳を持っている人は、障害の程度・内容などで、医療費の助成、公共料金などの割り引き、補装具や日常生活用具の交付、税の軽減などが受けられます。

2 医療費の助成

●障害者自立支援医療

1 更生医療

身体障害者手帳を持っている人が、障害の更生のため、治療・手術を受けるとき、治療費の一部を助成します。事前に申請が必要です。

2 精神通院医療

精神障害のある人が、病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部を医療保険と公費で助成します。

●心身障害者医療費公費負担制度

身体障害者が、病院などで診察を受けた場合に、健康保険の自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で助成します。なお、所得額で制限があります。

■心身障害者医療費の問い合わせ先
市民課
☎0869-22-3958

3 交通運賃の割引

●公共交通機関運賃の割引

身体障害者手帳か療育手帳を持っている人が、公共交通機関を利用する場合、手帳を提示すれば運賃の割引を受けることができます。

【手帳提示場所】JRを利用する場合（単独で利用する場合は10キロ以上に限る）は駅の窓口。

バスの場合は料金支払い時。

●タクシー運賃の割引
タクシーを利用するときは、手帳を提示すれば運賃の1割が割り引かれます。

身体障害者手帳1・2級か、療育手帳の障害の程度がAを持って

いる人に、瀬戸内市福祉タクシー利用券を発行し、タクシー料金の助成を行います。事前に申請が必要です。

4 福祉機器の給付・貸与

●身体障害者（児）補装具

身体障害者手帳を持っている人は、義手、義足、つえ、補聴器、車いす、歩行器など、日常生活に必要な器具の交付や修理が受けられます。

本人負担は原則1割。所得区分による負担上限額があります。

●重度身体障害者住宅改造助成

身体障害者手帳1・2級を持っている人が、自宅で暮らしやすい生活ができるよう改造する場合、助成対象工事に要する費用の3分の2を助成します（助成金の上限あり）。

※支給決定前の工事着工は、対象外となりますので、必ず事前にご相談ください。

●IT機器活用支援

上肢障害か視覚障害1〜3級の身体障害者手帳を持っている人が、障害に対応したIT機器関連周辺機器やソフトウェアを購入する場合

合、直接要した費用の3分の2を助成します。補助額の上限、所得による制限があります。事前にご相談ください。

5 障害のある人の手当など

●特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を育てている父母か養育者に、手当を支給します。ただし、所得による制限があります。

●特別障害者手当

常時特別の介護を必要とする在宅の最重度障害がある人に、手当を支給します。ただし、所得による制限があります。

●障害児福祉手当

在宅で重度の障害のある児童に手当を支給します。ただし、所得による制限があります。

●重度心身障害者福祉年金の支給

身体障害者手帳1〜4級か療育手帳を持っている人で、基準日（毎年4月1日）以前に引き続き1年以上市内に居住し、当該障害で支給される国などからの公的年金を受けていない人で、厚生労働省設置法の規定による国立ハンセン病

療養所に入所していない人に、年金を支給します。障害の程度などで、金額を決定します。毎年申請が必要です。

6 障害のある人の在宅福祉サービス

●居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

7 地域生活支援事業

●相談支援事業

障害者などからの相談に応じ、必要な情報を提供し、日常生活や社会生活を支援します。

【相談窓口】

地域域生活支援センタースマイル
☎0869-22-9600
身体障害者専門相談日 毎週火曜日

知的障害者専門相談日 毎週木曜日
いずれも午後1〜5時
（臨時に変更する場合があります）

●コミュニケーション支援
聴覚障害者に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。利用の1週間前までに、申請が必要です。

●移動支援
外出が困難な人に、ガイドヘルパーを派遣します。事前に申請が必要です。

●日中一時支援
日中介護者がいないなどのため、一時的に見守りが必要な人の見守りなどを行います。
事前に申請が必要です。

●日常生活用具の給付・貸与
身体障害者手帳か療育手帳を持っている人などに、特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具など、日常生活に必要な用具の給付をします。所得税額に応じて、自己負担があります。事前にご相談ください。

●身体障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成
身体障害者手帳か療育手帳を持っている人が、自動車運転免許を取得する場合は、直接要した費用



入浴補助用具など日常生活に必要な用具を給付します

の3分の2を助成します。
また、自動車を改造する場合は、直接要した費用を助成します。必ず事前にご相談ください（それぞれ助成金の上限あり）。

●介護用自動車購入等助成
身体障害者手帳か療育手帳を持っている人で、車いす、ストレッチャーなどを使用し、移動に介護が必要な人に、自動車をリフト付などに改造する経費や改造された自動車を新規に購入する経費を助成します。必ず事前にご相談ください（助成金の上限あり）。

相談・受付連絡先

●高齢者・障害者サービス

市福祉課高齢福祉係

☎0869-26-5942

市福祉課障害福祉係

☎0869-26-5943

市保健福祉部邑久分室

☎0869-22-1810

市牛窓支所

☎0869-34-3431

●高齢者サービス

在宅介護支援センターあじさい

瀬戸内市牛窓町長浜1745

1（特別養護老人ホームあじさいのおか牛窓内）

☎0869-34-6368

●邑久在宅介護支援センター

瀬戸内市邑久町箕輪266-1

（老人保健施設邑久ナーシングホーム内）

☎0869-22-9503

●長船荘在宅介護支援センター

瀬戸内市長船町服部114-1

（特別養護老人ホーム長船荘内）

☎0869-26-4772

●市社会福祉協議会

瀬戸内市邑久町山田庄862-1

☎0869-22-2940